

答 申 第 6 6 号

平成13年7月26日

神 戸 市 長
 笹 山 幸 俊 様

神戸市公文書公開審査会
 会 長 真 砂 泰 輔

神戸市公文書公開条例第13条の規定に基づく諮問について
 (答 申)

平成10年4月30日付け神生第69号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

市内灘区大石南町1丁目大石南仮設住宅地内におけるプレハブハウスに市が150万円位を支払った経過、正確な金額及びその法的な位置づけの記載書類 についての請求拒否決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が、「市内灘区大石南町1丁目大石南仮設住宅地内におけるプレハブハウス（約150㎡）に神戸市が150万円位支払った経過並びに正確な金額とその法的な位置づけの書類」の公開請求に対して、該当する文書が存在しないとして、請求拒否決定を行ったことには理由がある。

なお、申立人が望むのであれば、平成7年3月から平成7年12月までの本件プレハブハウスの電気料金の額又は本件プレハブハウス内の残置物の処分費の額について、申立人に対し情報提供されたい。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市公文書公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「市内灘区大石南町1丁目大石南仮設住宅地内におけるプレハブハウス（約150㎡）に神戸市が150万円位支払った経過並びに正確な金額とその法的な位置づけの書類」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、該当する文書が存在しないとして、請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定の取消を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- (4) なお、申立人に対し、審査会は、意見書の提出及び口頭意見陳述について、5回にわたり、意向確認のための文書を送付した。しかし、本件申立てに関し、申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述の申出はなかった。

3 申立人の主張

申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

「公文書公開請求書提出（3/2）以後、神戸市職員による関係者（地元町内会役員）等に対する明らかな消滅工作（確かな証人の存在）があったと思われる。

又、この工作物の撤去した業者への支払いも神戸市が行った証拠があります。

以上の主旨により、申立て致します。又、申立ての公文書が存在しないことに納得出来ないため異議申立て致します。」

4 実施機関の主張

(1) 実施機関は、請求拒否決定理由説明書において、次のように主張している。

「灘区大石南町1丁目所在の大石南町第2 応急仮設住宅は、2 棟 15 戸が建設されており、平成 10 年 5 月末現在も入居中であり、撤去は一切行っていない。

本件請求の対象であるプレハブハウスは、本市が撤去したものではなく、同物件に対し請求金額に相当する公費を支出しておらず、該当する文書は存在しないため、請求拒否処分を行ったものである。」

(2) また、実施機関は、審査会からの事情聴取に対して、次のア～オを主張している。

「ア 阪神・淡路大震災により被災した市民のための応急仮設住宅について、その建設、撤去、管理の各業務は、県から委託を受けて神戸市が行っている。そして、平成 8 年度に担当部局として生活再建本部が設置され、応急仮設住宅について、関係機関との連絡、調整、管理及び撤去の業務を担当している。

応急仮設住宅は、平成 7 年度において、神戸市内で 288 団地、29,178 戸が建設され、本件請求のあった灘区大石南町においても平成 7 年 8 月 4 日に 5 棟 42 戸(2 丁目)、8 月 10 日に 2 棟 15 戸(1 丁目)が建設されたが、本件プレハブハウスは、これらの応急仮設住宅ではない。したがって、本件プレハブハウスは、本市が建設したものでもないし、建設に要した費用も支出していない。

イ 災害救助法に基づき建設された上記 29,178 戸の応急仮設住宅について、平成 10 年度から順次撤去しているが、本件プレハブハウスは、前述のとおりこれらの応急仮設住宅ではないため、その撤去に要する費用は一切支出していない。

ウ 本件プレハブハウスを建設したのは、新聞の報道によれば、地元自治会である。撤去義務は建設者が負い、本件の場合、地元自治会が負うことになる。また、本件プレハブハウスの建設、撤去に要した費用について、神戸市から交付を受けたか否か上記自治会に確認したところ、神戸市から補助金その他の費用の交付は一切受けていないということであった。

エ また、本件請求については、生活再建本部が所管することとなったが、これに先立ち、他に文書所管課の存否及び該当する文書の存否を確認するため、公文書公開請求の受付担当課から灘区役所及び庁内の各部局に対し照会がなされている。これについては、灘区役所及び各部局から本件プレハブハウスの撤去は行っておらず、これに該当する文書は存在しないという回答が得られた。

オ なお、撤去費用以外の費用として、(ア)平成 7 年 3 月から 12 月まで、本件プレハブハウスの電気料金を支払った(平成 8 年 1 月以後は支払っていない)、(イ)平成 9 年、地元から本件プレハブハウス内の暖房器具、毛布等所有者不明の残置物について処分の要請があったため、その処分費を業者に支払った、ことがある。

5 審査会の判断

(1) 本件申立ての争点について

ア 申立人は、「市内灘区大石南町 1 丁目大石南仮設住宅地内におけるプレハブハウス（約 150 m²）に神戸市が 150 万円位支払った経過並びに正確な金額とその法的な位置づけの書類」の公開請求を行った。

実施機関は、本件請求に対して、請求の趣旨を本件請求の対象であるプレハブハウス（以下「本件プレハブハウス」という。）の撤去に関する支出関係書類と解し、これについては、神戸市が撤去したものではないため、同物件に対し公開請求された金額（以下「本件撤去費」という。）に相当する公費を支出しておらず、該当する文書（以下「本件請求対象文書」という。）は存在しないとして、本件決定を行った、と主張する。

イ これに対して、申立人は、本件請求対象文書が存在しないということには納得できない、本件プレハブハウスを撤去した業者に対して、神戸市が費用を支払った証拠があるとして、本件決定を取消し、本件請求対象文書を公開すべきであると主張する。

なお、本件申立てに関し、申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述の申出はなく、本件異議申立書に記載された上記主張以外の主張はなされていないため、本件申立てを審査するにあたり検討すべき申立人の主張は、本件異議申立書に記載された上記主張がそのすべてである。

ウ 以上から、本件申立ての争点は、本件請求時において、本件プレハブハウスの撤去について本件撤去費が支出されたことを示す本件請求対象文書が存在する否かであり、以下この点について検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、阪神・淡路大震災により被災した市民のための応急仮設住宅について、災害救助法上、都道府県知事はその建設、撤去、管理の各業務を行うことになっているが、神戸市域の応急仮設住宅の場合、知事から委託を受けて神戸市が行っており、平成 8 年度にその担当部局として生活再建本部が設置され、応急仮設住宅に係る上記の各業務を担当している。

応急仮設住宅は、平成 7 年度において、神戸市内で 288 団地、29,178 戸建設され、本件請求のあった灘区大石南町においても、平成 7 年 8 月 4 日に 5 棟 42 戸（2 丁目）、8 月 10 日に 2 棟 15 戸（1 丁目）建設された。

実施機関に本件プレハブハウスの建設について事情聴取したところ、

(ア) 本件プレハブハウスは、災害救助法上の応急仮設住宅ではなく、神戸市が建設したものであるのではない、

(イ) したがって、本件プレハブハウスの建設に要した費用は支出していない、ということである。

イ 実施機関によれば災害救助法に基づき建設された上記 29,178 戸の応急仮設住宅は、平成 10 年度から順次撤去されており、平成 9 年度以前には撤去されていない。

実施機関に本件プレハブハウスの撤去について事情聴取したところ、本件プレハブハウスは前述のとおり災害救助法上の応急仮設住宅ではないため、その撤去に要する費用は一

切支出していない、とのことであった。

ウ 本件プレハブハウスの建設、撤去について、実施機関が自ら施工した場合の建設費又は撤去費としてではなく、第三者が施工した場合に当該第三者に交付される補助金等、何らかの費用が神戸市から支出されていないかどうか実施機関に事情聴取したところ、

(ア) 生活再建本部は、上記補助金を支出していない、

(イ) 本件請求については、生活再建本部が所管することとなったが、これに先立ち、公文書公開請求の受付担当課から、灘区役所及び庁内の各部局に対し、本件請求の趣旨に該当する文書の存否について照会がなされ、

(ウ) この照会に対して、灘区役所及び各部局から、本件プレハブハウスの建設又は撤去についての費用は支出していない、

という回答が得られた、ということである。

エ また、本件プレハブハウスについて、誰が建設したのか、撤去義務は誰が負うのか実施機関に事情聴取したところ、

(ア) 本件プレハブハウスを建設したのは、新聞の報道によれば、地元自治会である、

(イ) 撤去義務は、建設者が負い、本件の場合、地元自治会が負うことになる、

(ウ) 地元自治会に確認したところ、本件プレハブハウスの建設、撤去について神戸市から補助金その他の費用は一切受けていない、

ということである。

オ 更に、本件プレハブハウスについて、建設、撤去の費用以外に費用が支出されていないかどうか実施機関に聴取したところ、

(ア) 平成7年3月から12月まで、本件プレハブハウスの電気料金を支払った(平成8年1月以後は支払っていない)

(イ) 平成9年、地元から本件プレハブハウス内の暖房器具、毛布等所有者不明の残置物について処分の要請があったため、その処分費を業者に支払った、

ということである。

(3) 結論

審査会は、実施機関に対して、本件プレハブハウスについて、建設、撤去その他の費用の支出の存否について事情聴取したが、費用の支出に関する文書としては上記(2)オの電気料金、残置物の処分費が認められただけであり、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事実には認められなかった。

したがって、以上のような状況において、実施機関が、本件請求に対して該当する文書が存在しないとして、本件決定を行ったことには理由があると考えられる。

なお、申立人が望むのであれば、上記(2)オの電気料金の額又は残置物の処分費の額について、申立人に対し情報提供されたい。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 10 年 4 月 30 日	-	* 諮問書を受理
平成 10 年 6 月 30 日	-	* 実施機関から請求拒否理由説明書を受理
平成 11 年 1 月 29 日	第 101 回審査会	* 審議
平成 11 年 4 月 14 日	第 106 回審査会	* 審議
平成 11 年 10 月 8 日	第 116 回審査会	* 審議
平成 11 年 10 月 25 日	第 117 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成 11 年 12 月 20 日	第 118 回審査会	* 審議
平成 12 年 1 月 14 日	第 119 回審査会	* 審議
平成 12 年 2 月 10 日	第 120 回審査会	* 審議
平成 12 年 4 月 25 日	第 122 回審査会	* 審議
平成 12 年 6 月 6 日	第 124 回審査会	* 審議
平成 12 年 11 月 27 日	第 130 回審査会	* 審議
平成 13 年 6 月 5 日	第 136 回審査会	* 審議
平成 13 年 7 月 23 日	第 137 回審査会	* 審議